

(2) 歳入増加に向けた取組みについて

① 未利用地の売却

【基本的な考え方】

(1) 柏市第四次総合計画後期基本計画

「市が保有する未利用の土地については，民間への貸与等による有効活用や売却などにより，新たな財源確保に努めます。」

(2) 柏市行政経営方針（柏市第四次行政改革大綱）

「未利用地（普通財産や事業に伴う残地）の売却を進めます。」



「未利用地の売却」を柏市行政経営方針アクションプランの取組事業に位置付け，積極的に推進（平成 23 年度～）

【具体的な取組み】

(1) 売却対象地等の変更

	平成 23 年度まで	平成 23 年度以降
売却対象地	主に戸建住宅用地	未利用地のうち売却可能な全ての土地
売却相手	個人に限定	個人及び法人
売却方法	定価公募抽選方式	一般競争入札

(2) 広報の強化

- ・ オフィシャルウェブサイトによる継続的な周知
- ・ 柏商工会議所ウェブサイトへのリンク掲載
- ・ インターネットオークションの活用 等

【売却実績】

年度	件数	面積	売却額
平成 23 年度	5 件	2,299.25 m ²	283,592 千円
平成 24 年度	1 件	8.44 m ²	549 千円
平成 25 年度	4 件	1,073.50 m ²	84,860 千円
平成 26 年度	8 件	2,454.47 m ²	84,767 千円
4 か年合計	18 件	5,835.66 m ²	453,768 千円